

阪神・淡路大震災への税制上の対応（国税関係）

所得税の緊急対応（2月20日公布・施行の震災税特法等）

1. 大震災による住宅・家財等の損失に係る雑損控除及び災害減免法による減免を平成6年分所得で適用できる特例。なお、災害減免法の適用所得要件を600万円から1,000万円に引上げ。
2. 大震災による事業用資産等の損失について、平成6年分事業所得の計算上、必要経費算入。

更なる対応（3月27日公布・施行の震災税特法の一部改正等）

【被災者・被災企業の被害に対する早急な対応】

1 住宅取得促進税制の適用の特例

本制度適用の住宅が大震災により滅失等しても、6年の控除期間のうち残存期間につき継続適用。

2 財形住宅貯蓄等の遡及課税等の特例

財形住宅（年金）貯蓄の大震災に伴う目的外の払出しの場合にも、利子等の遡及課税等を行わない。

3 法人税の繰戻し還付

前年の法人税額のうち「震災損失額に対応する部分の税額」を還付。また、その還付税額が「震災損失額の2分の1に対応する部分の税額」に満たない場合には、その満たない部分につき、更に1年遡って還付。

4 法人の利子・配当等に係る源泉所得税額の還付

震災損失額を限度として、利子・配当等につき源泉徴収された所得税額のうち法人税額から控除しきれなかった部分を還付。

5 相続税・贈与税の特例等

相続税・贈与税において、大震災の被災日前の相続又は贈与で被災日以降に申告期限が到来する者につき、大震災発生直後の価額によることができるものとする。

また、災害減免法による相続税・贈与税の減免措置の適用基準を緩和し、土地等を除いた財産の価額の10分の1以上の被害を受けた場合についても、減免の対象とする。

6 被災土地等についての地価税の減免

- ・滅失した建物等又は通常の修繕による原状回復が困難な建物等の敷地等につき、平成7～9年分地価税を免除。
- ・地割れ等相当な被害を受けた土地等につき、その被害部分に係る平成7年分地価税を免除。
- ・建物等が損壊し、その床面積の1/2以上の部分が被災から一定期間継続して利用さ

れなかった場合には、その建物等の敷地等につき、平成7年分地価税を免除（建物等が損壊し、被災から一定期間の売上金額等の指標の前年比が1/2以下となった場合も同様）。

- ・電気、水道等の供給が被災から一定期間断たれた土地等につき、平成7年分地価税の1/2を免除。

7 応急仮設住宅の敷地等についての地価税の免除

6月末までに地方公共団体に貸し付けられる応急仮設住宅の敷地につき平成7年分地価税を免除。

【被災地における生活・事業活動の復旧等への対応】

1 住宅資金の貸付けを受けた場合の課税の特例

大震災により自己の住宅が滅失等した従業員が、企業から住宅の取得等を目的とした無利子ないし低利融資を受ける場合、従業員が受ける経済的利益には所得税を課さない。

2 被災者向けの優良賃貸住宅の割増償却

被災市街地復興特別措置法の規定により住宅被災市町村とされた市町村の区域内において取得する一定の優良な賃貸住宅につき、割増償却。

3 事業用資産の買換えの特例

①被災区域内の土地等を譲渡し、国内にある土地、建物その他の減価償却資産を取得する場合、②被災区域外の土地等を譲渡し、被災区域内の土地、建物その他の減価償却資産を取得する場合につき、原則として100%の割合により、圧縮記帳による課税の繰延べ。

（注）「被災区域」：大震災により滅失した建物等の敷地の用に供されていた土地及び当該建物等と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域（下記4において同じ）

4 被災代替資産等の特別償却

被災した建物、構築物、機械装置の代替資産又は被災区域及びそれに付随して一体的に使用される土地の区域内において取得する一定の建物、構築物、機械装置につき、特別償却。

5 土地譲渡益課税の特例

（1）被災市街地復興特別措置法に基づく土地区画整理事業・第2種市街地再開発事業に関連して

- ① 地方公共団体等が被災市街地復興推進地域内で行う土地区画整理事業のため、土地等を事業計画決定前に買い取る場合につき、5,000万円特別控除。
- ② 被災市街地復興推進地域内で行われる土地区画整理事業の施行に伴い、交付される清算金に代えてその換地に施行者建設する住宅を取得する場合等につき、課税の繰延べ。
- ③ 地方公共団体等が被災市街地復興推進地域等内で行う第二種市街地再開発事業等のため、事業施行者に代わって土地開発公社等が事業計画決定前に買い取る場合につき、5,000万円特別控除。また、住宅・都市整備公団に代わって土地開発公社が買い

取る場合につき、軽減税率の適用（法人の場合は、追加課税の適用除外）。

（２）被災市街地復興特別措置法に規定する住宅被災市町村とされた市町村の区域内の土地等が、大震災の復旧事業の用に供する等のために地方公共団体又は住宅・都市整備公団等により買取られる場合につき、２，０００万円特別控除。

6 登録免許税・印紙税の特例

- ・大震災により滅失・損壊した住宅、工場、事務所等の建物に代えて取得する建物につき、所有権の保存・移転登記、その取得資金の抵当権の設定登記に係る登録免許税を免税。
- ・政府系金融機関又は地方公共団体等が大震災の被害者を対象として行う住宅資金、整備資金等の特別貸付けに関して作成される消費貸借に関する契約書につき、印紙税を課さない。

【その他】

1 指定寄附金の対象

- （１）学校法人、社会福祉法人等の公益法人等が設置する公益の用に供せられる建物等で大震災により滅失又は損壊したものの復旧のため、一定の要件の下にその公益法人等が募集する寄附金（その寄附金の募集につき主務官庁が適正と認めたものに限る。）
- （２）大震災による被災者の救済活動の支援のため、全国社会福祉協議会が募集する寄附金

2 消費税の届出書の提出の特例

大震災により被災した事業者につき、消費税の課税事業者選択届出書等の提出が遅れた場合においても、本来の提出時期までに提出された場合と同様の効果を生ずるものとする。

参考）大震災に対する税務執行面での対応の概要

1 申請等の期限の取扱い

多大な被害を受けた神戸市等１８市町（特定地域）の納税者について、以下の取扱いを行うこととした。

- ① 個人納税者が、大震災の被害を受けたことにより平成６年分の所得税・消費税の確定申告・納付を相当の期間できない場合には、その申告・納付を平成８年３月までに行えばよい。
- ② 上記以外の申告等については、その期限を平成７年５月末とする。
（注）指定地域外の被災した納税者についても、災害等により期限までに申告等ができない場合には、個別に税務署に申請すれば、期限延長の措置を受けることができる。

2 所得税

雑損控除の適用に当たり、簡易な方法により損害額を計算できるよう取り扱う。

3 法人税

(1) 寄附金控除

寄附金控除等に関する募金団体に対する税務上の確認手続きを簡素化。

(2) 災害損失特別勘定（修繕費用等の見積額）の損金算入

- ・ 災害により損壊等をした棚卸資産及び固定資産の修繕等のための費用の適切な見積額を、災害損失特別勘定に繰り入れ、損金に算入することを認める。
- ・ 災害損失特別勘定の残額の取崩しにつき、やむを得ない事情により修繕等が遅れているときは、税務署長の確認を受けてその修繕が完了するまで取崩しを延長することができる。

(3) 復旧費用

被災資産の被害前の効用を維持するための費用は、修繕費として取り扱う。

(4) 賃借資産等に係る補修費

賃借人又は売主である法人が、補修義務のない賃借又は販売等をした建物等の資産について補修をし、その補修費用を支出した場合には、修繕費として損金に算入することを認める。

(5) 従業員に対する災害見舞金

災害を受けた自己の役員又は使用人に一定の基準で支給する災害見舞金で、社会通念上相当のものは、福利厚生費として取り扱う。

また、法人が自己の役員や使用人と同等の事情にある専属下請先の役員又は使用人、特約店のセールスマンに対して支給する災害見舞金についても、同様とする。

(6) 被災者用仮設住宅の設置費用

被災者の住居として一時的に使用する仮設住宅用の資材の取得等をして仮設住宅を設置した場合には、その設置費用（建築費用）については、その居住時に損金を算入することを認める。

また、取得した仮設住宅用資材については、実態に即した償却をすることを認める。

(7) 災害復旧費用等の原価外処理

災害復旧費用等について原価外として処理することを認める。

(8) 取引先に対する売掛金の免除等

災害を受けた取引先の復旧過程で復旧支援を目的として売掛金、貸付金等の債権を免除した場合には、交際費又は寄付金以外の費用（売上値引等）として取り扱う。

既契約のリース料、貸付金利息、割賦代金の減免及び災害発生後の取引につき従前の取引条件を変更する場合も、同様とする。

(9) 取引先に対する災害見舞金等

従前の取引関係の維持・回復を目的として支出した災害見舞金品（取引先の復旧過程で支出したものは、交際費以外の費用として取り扱う。

(10) 災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等

同業団体等の構成員が、災害により事業用資産に損失が生じた場合の相互扶助に関する規約等に基づき、その団体の構成員である被災者に対する見舞金に充てるために賦課され、支出した分担金等は、寄付金以外の費用として取り扱う。

(11) 取引先に対する低利又は無利息による融資

災害を受けた取引先の復旧過程で復旧支援を目的として行う低利又は無利息による融資は、寄付金としては取り扱わない。

(12) 自社製品等の被災者に対する提供

一般の被災者に自社の製品等を提供するために要した費用は、広告宣伝費に準ずるものとして取り扱う。

4 相続税・贈与税

応急仮設住宅用地として相続税・贈与税の納税猶予適用農地を市町村に一時使用させる場合について、一定の要件の下で、納税猶予の継続等を認める。

5 酒税

- (1) 被災した酒類製造場等に係る酒類について、貯蔵・瓶詰を委託する場合などにおける未納税移出手続等を弾力的に取り扱っている。
- (2) 被災した酒類製造場及び販売場等の移転、仮移転の手続きを簡素化している。
- (3) 被災地域における消費者の利便に資するため、臨時的な酒類小売業免許を弾力的に付与している。
- (4) 被災酒類に係る酒税額の還付手続きを簡素化している。

(以上の記述は簡略化されており、詳細は3月7日付の大蔵省文書等を参照されたい。)

阪神・淡路大震災への地方税の対応

平成9年5月
自治省税務局

- 1 個人住民税の緊急対応（平成7年2月20日公布の地方税の一部を改正する法律）
大震災により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、平成7年度個人住民税において、平成6年中の所得につき、当該損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を実施（法附則4の2）
- 2 固定資産税等の特例等（平成7年3月27日公布の地方税法の一部を改正する法律）
 - (1) 滅失・損壊した家屋・償却資産に代わるものとして取得等した家屋・償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の特例等
 - ① 阪神・淡路大震災により滅失・損壊した家屋・償却資産の所有者等が、平成10年1月1日までにこれに代わる家屋・償却資産を取得し、又は損壊した家屋の改築若しくは償却資産の改良をした場合の当該家屋・償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置（以下「代替家屋・代替償却資産に係る固定資産税等の特例」という。）創設
 - ・家屋 従前の家屋の床面積に相当する部分について、固定資産税及び都市計画税の2分の1を減額（3年間）（法附則16の2⑬）
 - ・償却資産 従前の資産に対応する資産について、固定資産税の課税標準を価格の2分の1とする（3年間）（法附則16の2⑩）
 - ② 阪神・淡路大震災により住宅が滅失・損壊した場合、平成9年度分までの固定資産税及び都市計画税について、従前、住宅用地であった土地を住宅用地と見なす特例措置（以下「被災住宅用地に係る固定資産税等の特例」という。）の創設（法附則16の2①）
 - (2) 被災市街地復興推進地域内で行われる土地区画整理事業に係る不動産取得税等の特例
被災市街地復興推進地域内において行われる土地区画整理事業に伴う不動産の取得に係る不動産取得税及び特別土地保有税の非課税措置の創設（法73の6③④）
 - (3) その他
 - ① 個人住民税
阪神・淡路大震災のために財産形成住宅貯蓄等の不適格払出をして利子割を徴収されているものについては、請求によりその額を還付（法附則8の3）

② 事業税

阪神・淡路大震災に伴う申告等の期限の延長により、法人事業税の中間申告納付等に係る期限と確定申告納付等に係る期限が同一の日となる場合における中間申告納付等の省略（法附則9の2の2）

3 平成8年度税制改正における対応（平成8年3月31日公布の地方税法等の一部を改正する法律）

滅失・損壊した鉄道施設等の復旧資産に係る固定資産税及び都市計画税の特例

- ① 阪神・淡路大震災により滅失・損壊した立体交差化施設に係る構築物に代わる構築物が平成12年3月31日までに取得された場合の当該構築物に係る課税標準を最初の5年間価格の6分の1、その後価格の3分の1とする特例措置の創設（法附則16の2⑩）〔代替資産に係る固定資産税の特例（3年間価格の2分の1）との連乗により、最初の3年間は価格の12分の1となる。〕
- ② 旅客会社等が日本国有鉄道から承継した鉄道施設で滅失・損壊したものに代わるものとして取得した固定資産について、従前の承継特例の対象とするための措置の創設（法附則15の3①）
- ③ 外貿埠頭公社が外貿埠頭公団から承継した固定資産で滅失・損壊したものに代わるものとして取得した固定資産について、従前の承継特例の対象とするための措置の創設（法附則15⑩）

4 通達関連対応（地方団体の自主的処理事項）

- (1) 個人住民税、個人事業税における減免の所得要件の引上げ（600万円→1,000万円）
- (2) 平成7年度における災害減免通達を基準とした減免（個人住民税、個人事業税、自動車税、固定資産税（平成8年度も））
- (3) 被災家屋に代替する家屋を取得した場合における、従前の家屋の床面積相当分についての不動産取得税の減免
- (4) 被災事業所用家屋で行っていた事業を休止した場合における、当該休止した事業の用に供する事業所用家屋に係る床面積相当分についての事業の休止期間に応じた資産割に係る事業所税の減免
- (5) 被災事業所用家屋に代替する事業所用家屋を新增設した場合における、従前の事業所用家屋に係る床面積相当分についての新增設に係る事業所税の減免

5 平成9年度税制改正における対応

- (1) 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成7年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもののうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地について、賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に住宅用地とみなす固定資産税及び都市計画税の特例措置の適用期限を平成12年度（現行平成9年度）まで延長
- (2) 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等がそれに代わるものと市町村長が認める償却資産を取得し、又は改良した場合における当該償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を平成12年3月31日（現行平成10年1月1日）まで延長
- (3) 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等がそれに代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は改築した場合における当該家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置の適用期限を平成12年3月31日（現行平成10年1月1日）まで延長

阪神・淡路大震災に対する地方財政措置の概要

阪神・淡路大震災に対する地方財政措置

項目	国の財政措置	地方財政措置										
1 災害救助等 (1) 災害救助事業 (2) 災害清掃費 (ガレキ処理)	国庫負担 1/2 以上 (事業量/標準税収入に応じて措置) 国庫補助 1/2	・地方負担に災害対策債を充当し、元利償還金の95% (従来57%) を特別交付税により措置。 ・同上										
2 歳入欠かん対策		・H6及びH7において歳入欠かん債の発行を許可 ・都市計画税、事業所税を新たに歳入欠かん債の対象税目に追加。 ・地方税等の減免等に係る歳入欠かん債の元利償還金については、府県は80%、市町村は75% (いずれも従来は57%) を特別交付税により措置。										
3 特別交付税総額の増額		・300億円を増額										
4 「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」等による助成等	I 公共施設 (国庫補助事業) 1 道路、港湾、河川等 2 公園、街路、廃棄物等 (通常国庫補助率 1/2) 3 公立身障者更正援護施設、精薄者更正授産施設、公立保護施設、児童福祉施設、老人ホーム、婦人保護施設 4 福祉ホーム、デイサービス身障、障害等の公立授産施設 (通常国庫補助率 1/2) 5 公立社会教育施設、警察・消防等 通常国庫補助率 〔公立社会教育施設 2/3 警察 1/2 消防 国庫補助なし〕	<table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">国庫補助 激甚災害 7/10 ~ 9/10 程度 (通常災害 6/10 ~ 8/10 程度)</td> <td style="text-align: center;">普通公付 税措置 95%</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">国庫補助 8/10</td> <td style="text-align: center;">普通交付税措置 95%</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">国庫補助 1/2 + α (プール)</td> <td style="text-align: center;">普通交付税措置 95%</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">国庫補助 2/3</td> <td style="text-align: center;">普通交付税措置 95%</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">国庫補助 2/3</td> <td style="text-align: center;">普通交付税措置 95%</td> </tr> </table>	国庫補助 激甚災害 7/10 ~ 9/10 程度 (通常災害 6/10 ~ 8/10 程度)	普通公付 税措置 95%	国庫補助 8/10	普通交付税措置 95%	国庫補助 1/2 + α (プール)	普通交付税措置 95%	国庫補助 2/3	普通交付税措置 95%	国庫補助 2/3	普通交付税措置 95%
国庫補助 激甚災害 7/10 ~ 9/10 程度 (通常災害 6/10 ~ 8/10 程度)	普通公付 税措置 95%											
国庫補助 8/10	普通交付税措置 95%											
国庫補助 1/2 + α (プール)	普通交付税措置 95%											
国庫補助 2/3	普通交付税措置 95%											
国庫補助 2/3	普通交付税措置 95%											

項目	国の財政措置	地方財政措置										
	<p>Ⅱ 公共施設に準じるもの（国庫補助事業、公団、第三セクター、民鉄等）</p> <p>1 阪神高速道 （通常国庫補助なし）</p> <p>2 港湾機能（公共岸壁） （通常国庫補助なし）</p> <p>3 民間鉄道 （通常国庫補助率 1/4）</p> <p>Ⅲ 公共公用施設（単独事業） 庁舎等を含む。</p>	<table border="1" data-bbox="874 353 1433 472"> <tr> <td>国庫補助 8/10（兵庫、神戸）、 2/3（大阪府、市）</td> <td>普通公付税措置 47.5～85.5%</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="874 501 1433 620"> <tr> <td>国庫補助 8/10</td> <td>普通交付税措置 47.5～85.5%</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="874 647 1433 766"> <tr> <td>事業者 1/2</td> <td>国庫補助 1/4</td> <td>普通交付税措置 47.5～85.5%</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="874 844 1433 963"> <tr> <td colspan="3">普通交付税措置 47.5～85.5%</td> </tr> </table> <p>（注1）いずれも災害復旧事業の財源に充てられた地方債の償還後の姿である。 （注2）上記Ⅰの2及び4～5については、これまで激甚法の対象となっていなかったが、今回国庫補助率の嵩上げの対象としたもの。 （注3）上記Ⅰの3～5については、交付税措置を拡充したもの。 （注4）上記Ⅱ1～3についても、新たに国庫補助金の大幅な拡充や補助要件の緩和等が図られたもの。 （注5）上記Ⅱ1～3については、新たに単独災害復旧事業債の対象事業とするとともに、単独災害復旧事業債の元利償還金に対する交付税措置率を47.5～85.5%（現行28.5～57.0%）に引き上げられたもの。</p>	国庫補助 8/10（兵庫、神戸）、 2/3（大阪府、市）	普通公付税措置 47.5～85.5%	国庫補助 8/10	普通交付税措置 47.5～85.5%	事業者 1/2	国庫補助 1/4	普通交付税措置 47.5～85.5%	普通交付税措置 47.5～85.5%		
国庫補助 8/10（兵庫、神戸）、 2/3（大阪府、市）	普通公付税措置 47.5～85.5%											
国庫補助 8/10	普通交付税措置 47.5～85.5%											
事業者 1/2	国庫補助 1/4	普通交付税措置 47.5～85.5%										
普通交付税措置 47.5～85.5%												
<p>5 その他 (1)基金</p> <p>(2)阪神・淡路復興宝くじ</p>		<p>早期復旧・復興への各般の行政施策を補完し、被災者の救済及び自立支援や地域の総合的な復旧・復興対策を機動的・弾力的に進めるため設置された阪神・淡路復興基金を支援することとし、基金に対する県市の出資金（200億円）及び無利子貸付金（5,800億円）に対して地方債を許可するとともに、長期貸付金に係る地方債のうち一定の要件に該当するもの（5,000億円）については、その利子の95%を普通交付税により措置する。</p> <p>生活再建支援金の給付事業等実施のための基金の積増し（3,000億円）に対し、地方債を許可する予定。（そのうち、2,000億円については、その利子の95%普通交付税により措置する予定。）</p> <p>平成7年度において、215.9億円を全国都道府県において発売し、収益金100.6億円を阪神・淡路復興基金事業費に充当。 平成8年度も引き続き発売し、収益金36億円程度を基金事業費に充当。</p>										

項目	国の財政措置	地方財政措置
<p>(3)震災復興事業用地の先行取得事業</p> <p>(4)土地区画整理事業及び市街地再開発事業に対する支援</p> <p>(5)公営住宅家賃負担の軽減</p>		<p>特定被災地方公共団体における一定の要件に該当する公共用地の先行取得事業に対して発行される公共用地先行取得債に係る金利負担の一部(2.5%)相当について、普通交付税により措置。</p> <p>被災市街地復興推進地域において被災地方公共団体を実施する土地区画整理事業及び市街地再開発事業(街路部分)について国庫補助事業にかかる地方負担額に充当される地方債の充当率を90%に引き上げる(従来30%)とともに、その元利償還金の80%を普通交付税により措置。</p> <p>種々の施策により通常の公営住宅家賃より引き下げられている災害復興公営住宅の家賃(40㎡で3万円程度)を低所得の被災者に対して国の支援によりさらに引き下げる(実施期間5年間)。</p> <p>(例)神戸市の40㎡の公営住宅、夫婦世帯の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 年収100万円程度以下の層：家賃6,000円程度 年収150万円程度以下の層：家賃11,000円程度 <p>家賃負担の軽減対策に係る地方負担額に対し、特別交付税において所要措置予定。</p> <p>(参考)阪神・淡路復興基金による民間賃貸住宅家賃補助制度の創設 高齢者等の中低所得の被災者(収入分位50%以下)が賃借する民間賃貸住宅家賃の初期負担を軽減するため、民間賃貸住宅経営者に対して復興基金から助成。</p>